

# 坂出港港湾計画書

— 一部変更 —

令和5年10月

坂出港港湾管理者

坂 出 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 9年10月 坂出港地方港湾審議会
- ・平成 9年11月 港湾審議会第164回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成20年 2月 坂出港地方港湾審議会
- ・平成27年 2月 坂出港地方港湾審議会
- ・令和 2年 9月 坂出港地方港湾審議会

の議を経た坂出港の港湾計画の一部を変更するものである。

# 目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
1 廃棄物処理計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地造成計画	3
2 土地利用計画	4

## 変更理由

- 1 県内発生 of 浚渫土砂等を受け入れるため、総社地区において廃棄物処理計画を追加する。
- 2 廃棄物処理計画の追加に伴い、総社地区において土地造成及び土地利用計画を変更する。

## 港湾の環境の整備及び保全

### 1 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びにその処理施設用地について、以下のとおり計画する。

- (1) 県内において発生の見込まれる浚渫土砂等合計140万 $m^3$ を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

総社地区 海面処分用地 32ha [新規計画]

## 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応して、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

### 1 土地造成計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	海面 処分 用地	公共 用地	合計
総社										(32)		(32)
地区										32		32

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内数の和は必ずしも合計とならない。

注3) 今回の変更にかかる地区のみ記述した。

## 2 土地利用計画

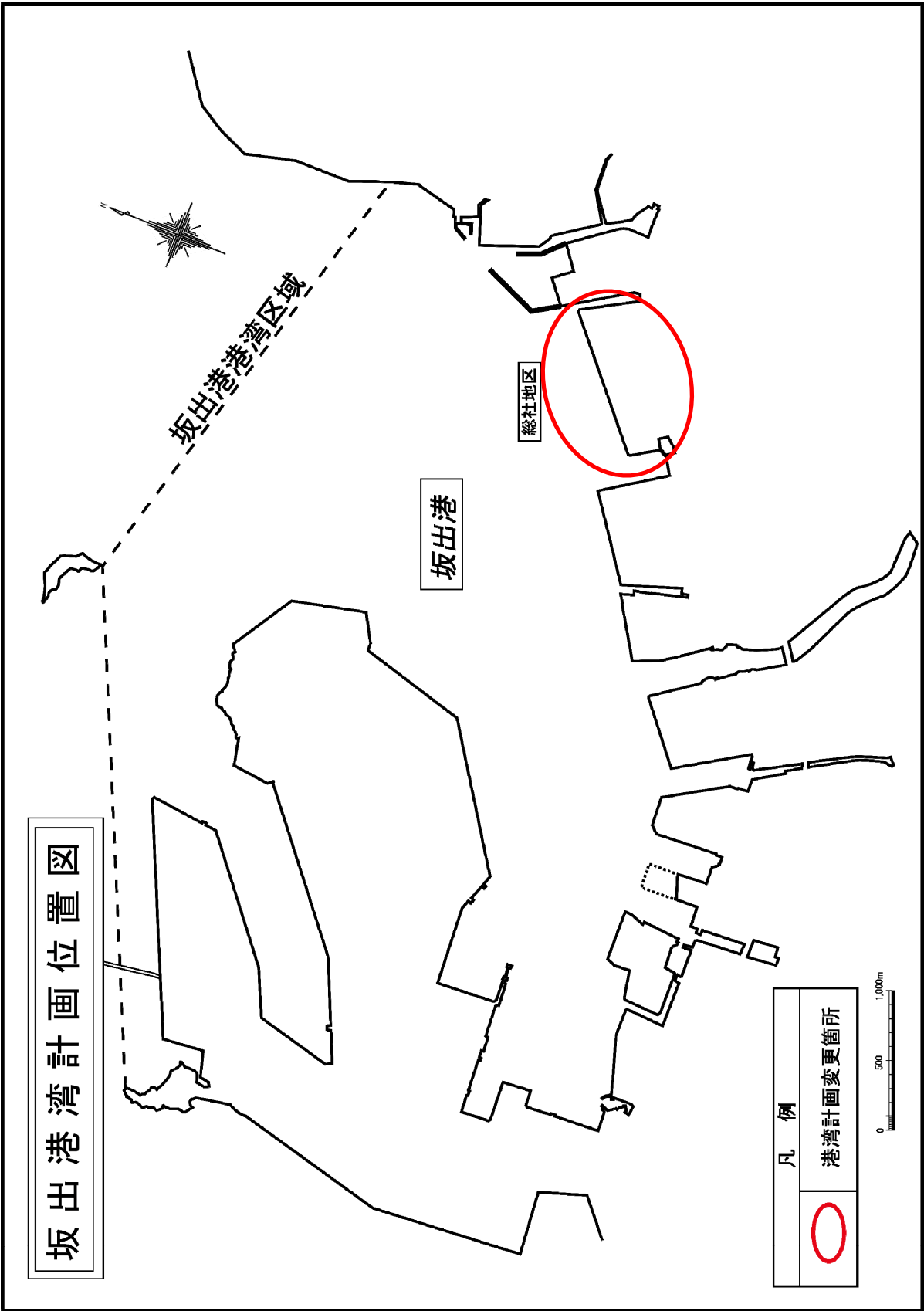
単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	海面 処分 用地	公共 用地	合計
総社	(1)									(32)		(33)
地区	1									32		33

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

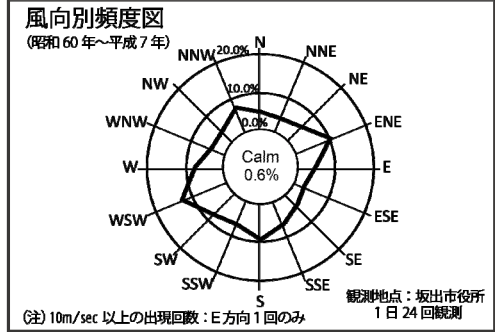
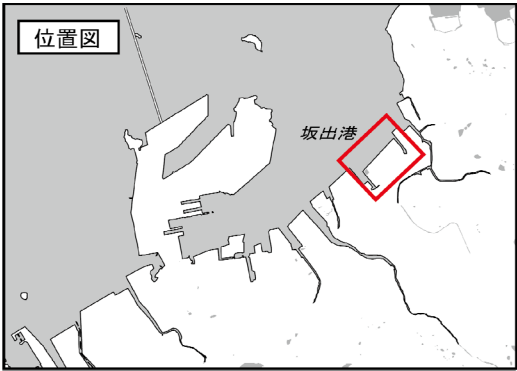
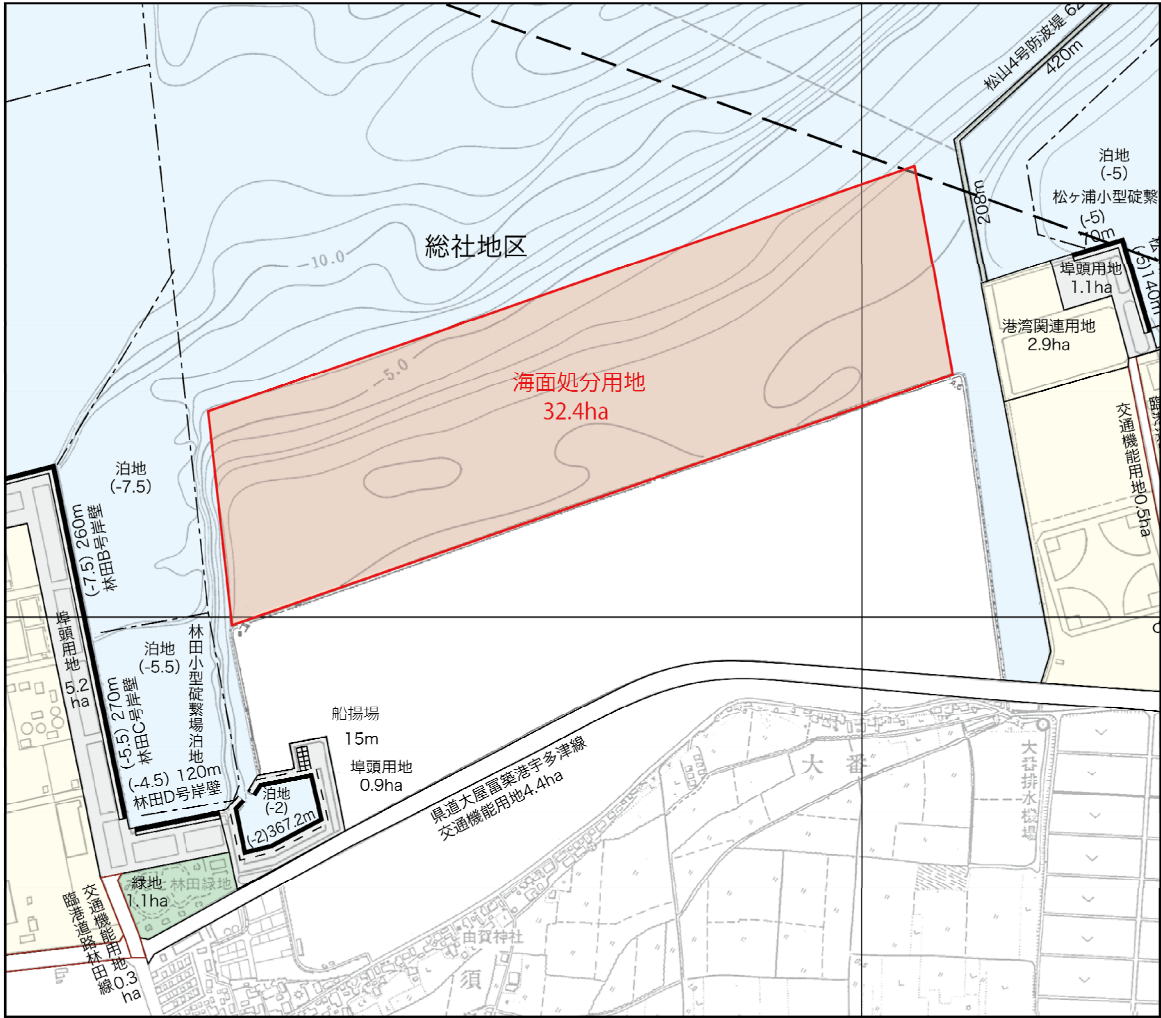
注2) 端数処理のため、内数の和は必ずしも合計とならない。

注3) 今回の変更にかかる地区のみ記述した。





# 坂出港（総社地区）港湾計画図



凡例	
	航路・泊地 (既設)
	外郭施設 (既設)
	公共岸壁 (既設)
	公共物揚場 (既設)
	公共船揚場 (既設)
	緑地 (既設)
	交通機能用地 (臨港道路) (既設)
	埠頭用地 (既設)
	交通機能用地 (その他道路) (既設)
	その他の用地 (既設)
	その他の用地 (今回計画)